

二本松市観光連盟 電動キックボード等貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 二本松市観光連盟（以下「当連盟」という）は、この約款に定めるところにより電動原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとする。

2 当連盟は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることができるものとし、特約に応じた場合には、その特約を優先するものとする。

(定義)

第2条 本約款で用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 借受人とは、電動キックボード等を借り受けた者または借り受けようとする者をいう。
- (2) 運転者とは、貸渡契約の締結時に電動キックボード等を運転する者として定められた者または定められることが予定されている者をいう。
- (3) 貸渡契約とは、電動キックボード等の貸渡にあたり、当連盟と借受人との間で締結される貸渡の条件等を定めた契約をいう。
- (4) 貸渡原票とは、当連盟が電動キックボード等の貸出し状況等を把握するために作成する当連盟所定の書面をいう。
- (5) 貸渡証とは、当連盟が借受人に対して交付する、貸渡の事実を証明する書面をいう。

第2章 貸渡契約

(予約の申込)

第3条 借受人は、電動キックボード等を借り受けるにあたって、あらかじめ借受開始日時、借受終了日時、借受人及び運転者の氏名・住所・生年月日・連絡先・緊急連絡先、使用目的及びその他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができるものとし、当連盟は保有する電動キックボード等の範囲内で予約に応じるものとする。

2 前項の借受開始日時及び借受終了日時にはほんまつ城報館の休館日を除いた同一日の9時から16時30分までの間で借受人が設定するものとする。

(予約の変更)

第4条 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当連盟の承諾を得なければならないものとする。

(予約の取消)

第5条 借受人は、予約を取消しようとするときは、当連盟の承諾を得なければならないものとする。

2 予約した借受開始日時を1時間以上経過しても電動キックボード等貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかった場合は、当連盟は借受人に連絡することなく予約を取消することができるものとする。

3 当連盟は、天変地異またはその他の不可効力により、当連盟の判断で予約を取消することができるものとする。なお、その際は可能な限りあらかじめ借受人に予約を取消す旨の連絡をするものとする。

(貸渡契約の締結)

第6条 借受人及び当連盟は第3条の借受開始日時までに、借受人が借受条件を、当連盟が約款により貸渡条件を、それぞれ明示した上で、貸渡契約を締結するものとする。

2 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、運転者が約款で運転手の義務と定められた事項を遵守するよう監督するものとする。

3 当連盟は、貸渡原票に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、または運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転者の運転免許証及び運転免許証以外の運転者の身元を証明する書類（以下「運転免許証等」という）の提示を求めるものとする。

4 借受人は、前項により運転者の運転免許証等の提示を求められた場合、その求めに応じなければならない。

5 借受人は、貸渡契約の締結時に当連盟に対し、第9条に定める貸渡料金を現金で支払いするものとする。

6 当連盟は、借受人が前項の規定に従わない場合、貸渡契約の締結を拒絶するとともに予約を取消することができるものとする。なお、貸渡契約の締結の拒絶および予約の取消に関し、当連盟は、借受人及び運転者へ損害賠償責任を負わないものとする。

(貸渡契約の拒絶)

第7条 当連盟は、借受人または運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結の拒絶及び予約の取消を行うことができるものとする。

- (1) 電動キックボード等の運転に必要な運転免許証を有していないときまたは運転免許証の提示がないと

き。

- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 過去の貸し渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (5) 過去の貸し渡しにおいて、第14条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (6) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (7) 貸渡条件の一部でも同意を拒否する場合
- (8) その他、当連盟が貸渡しに適当でないと認めたとき。

(貸渡契約の成立)

第8条 貸渡契約は、当連盟が貸渡料金を受領し、借受人に電動キックボード等を引き渡したときに成立するものとする。

2 前項の貸渡しは、第6条第1項で明示された借受開始日時にはほんまつ城報館で行うものとする。

(貸渡料金)

第9条 貸渡契約締結時、借受人は当連盟に対して次に定める貸渡料金を、第6条第5項で定める方法で支払うものとする。

- (1) 貸し出し開始時間から90分未満 1,000円
- (2) 90分以上から 30分毎に500円

(借受条件の変更)

第10条 借受人は、貸渡契約の締結後、貸渡契約で定めた借受条件を変更しようとするときは、当連盟の承諾を受けなければならないものとする。

2 前項により借受条件を変更した場合で貸渡料金が増額となる場合は、借受人は増額分の貸渡料金を電動キックボード等の返還時に支払うものとする。

(点検整備等)

第11条 当連盟は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施した電動キックボード等を貸し渡すものとする。

- 2 借受人または運転者は、電動キックボード等の借受にあたり、車体外観及び付属品の検査を行い、電動キックボード等に整備不良等がないことを確認するものとする。
- 3 運転者は、借受期間中、借り受けた電動キックボード等について、保安装置や制動装置等に不具合がないか運転前点検を実施しなければならないものとする。

(貸渡証の交付・携行)

第12条 当連盟は、電動キックボード等を引き渡したとき、貸渡証を借受人に交付するものとする。

2 運転者は、電動キックボード等の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとする。なお、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当連盟に通知するものとする。

第3章 責任

(管理責任)

第13条 借受人及び運転者は、電動キックボード等の引渡を受けてから当連盟に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもって電動キックボード等を使用し、管理するものとする。

- 2 借受人及び運転者は、使用中に電動キックボード等に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担しなければならない。
- 3 当連盟と借受人及び運転者の間で不測の事態が生じ、前項の諸費用を当連盟が肩代わりした場合、借受人または運転者は当連盟が肩代わりにより受けた損害について賠償する責任を負うものとする。
- 4 当連盟は、警察から借受人の放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかに電動キックボード等を移動させ、電動キックボード等の借受期間終了時または当連盟の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従わなければならない。なお、当連盟は電動キックボード等が警察により移動された場合には、当連盟の判断により、自ら電動キックボード等を警察から引き取ることができるものとする。
- 5 当連盟は、前項の指示を行った後、当連盟の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとする。
- 6 当連盟は借受人または運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、または約款第13条第2項に定める諸費用を支払いしていないとき、当該納付または支払いが完了するまでの間、貸渡車両の返還を拒否することができるものとする。
- 7 前項の場合において、当連盟は借受人に対し、当連盟が貸渡車両の返還を受けるまでの間について別に貸渡料金を請求することができる。

(禁止行為)

第14条 借受人及び運転者は、電動キックボード等の借受期間中、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 当連盟の承諾及び道路運送法に基づく許可等を得ることなく、電動キックボード等を自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること
- (2) 電動キックボード等を所定の使用目的以外に使用すること
- (3) 電動キックボード等を運転者以外の者に運転させること
- (4) 電動キックボード等を転貸し、または他に担保の用に供する等の行為をすること
- (5) 電動キックボード等の自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、または電動キックボード等を改造もしくは改裝する等、その現状を変更すること
- (6) 当連盟の承諾を受けることなく、電動キックボード等を各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること
- (7) 法令または公序良俗に違反して電動キックボード等を使用すること
- (8) 当連盟の承諾を受けることなく、電動キックボード等について損害保険に加入すること
- (9) その他約款、貸渡契約で定めた条件に違反する行為をすること

(賠償責任)

第15条 借受人は、電動キックボード等を使用して第三者または当連盟に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、借受人及び運転者の責に帰さない事由による場合を除く。

第4章 交通事故の処置等

(事故処理)

第16条 借受人または運転者は、電動キックボード等の借受期間中に、当該電動キックボード等に係る事故が発生したときは、事故の大小に関わらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を警察及び当連盟に報告すること。
 - (2) 当該事故に関し、当連盟及び当連盟が契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定するときは、あらかじめ当連盟の承諾を受けること。
 - (4) 電動キックボード等の修理について、当連盟または当連盟の指定する工場で行うこと。
- 2 借受人または運転者は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
- 3 当連盟は、借受人または運転者のため当該電動キックボード等に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(補償)

第17条 当連盟は、電動キックボード等について締結された損害保険契約により、借受人が負担した第15条の損害賠償責任を、次の限度内で補填するものとする。

- (1) 対人補償 無制限
 - (2) 対物補償 無制限
 - (3) 搭乗者傷害補償 1名につき限度額3,000万円
- 2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とする。
- 3 当連盟が第17条第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちにそれを当連盟に弁済しなければならない。
- 4 損害保険または補償制度の免責分については、特約をした場合を除き借受人の負担とする。
- 5 約款に違反した場合、または保険約款の免責事項に該当する場合、第17条第1項に定める補償は適用しないものとし、損害すべてを借受人の負担で補償するものとする。

(故障等の処理)

第18条 借受人または運転者は、借受期間中に電動キックボード等の異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当連盟に連絡するとともに、当連盟の指示に従うものとする。

- 2 借受人は、電動キックボード等の異常または故障が、借受人または運転者の故意または過失による場合には、電動キックボード等の引き取り及び修理に要する費用を負担しなければならない。
- 3 借受人は、電動キックボード等の貸渡前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当連盟からの代替電動キックボード等の提供またはこれに準じる処置を受けることができるものとする。
- 4 借受人は、前項に定める処置を除き、電動キックボード等を使用できなかったことにより生じる損害について、当連盟に請求できないものとする。

(不可抗力事由による免責)

第19条 当連盟は、天変地異その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内に電動キックボード等を返還することができなかった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。

(盗難)

第 20 条 借受人及び運転者は、使用中に電動キックボード等の盗難が発生したときまたはその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当連盟に報告し、当連盟の指示に従うこと。
 - (3) 盗難の際の車両補償について、保険会社の規定により担保ができない場合に、被害相当額（車両の時価額）を借受人が当連盟に支払うこと。
- 2 前項第 3 号により被害相当額を借受人が当連盟に支払った後、盗難された電動キックボード等が返還された場合、当連盟の判断により、当連盟は借受人に前項第 3 号の金額の全部または一部を返金することができるものとする。

(利用不能による貸渡契約の終了)

第 21 条 借受期間中において故障または事故、盗難、その他の事由（以下「故障等」という）により電動キックボード等が使用できなくなった場合、貸渡契約はその時点で終了するものとする。

- 2 前項により貸渡契約が終了した場合、借受人及び運転者の責に帰することができない事由を除き、貸渡料金の再計算及び返金は行わないものとする。

第 5 章 返還

(電動キックボード等の確認等)

第 22 条 借受人は、電動キックボード等を当連盟に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとする。

- 2 当連盟は、電動キックボード等の返還にあたり、借受人の立ち会いのもと、電動キックボード等の状態を確認するものとする。
- 3 借受人は、電動キックボード等の返還にあたり、当連盟の立ち会いのもと、電動キックボード等上に借受人の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当連盟は返還後の遺留品について責を負わないものとする。

(電動キックボード等の返還時期)

第 23 条 借受人は当連盟から借り受けた電動キックボード等について、借受期間内に返還しなければならない。

- 2 借受期間内に電動キックボード等が返還されない場合、当連盟は借受人に対し電動キックボード等をただちに返還するよう請求するものとする。

(電動キックボード等の返還場所)

第 24 条 電動キックボード等の返還は、約款第 8 条第 2 項により貸渡しを受けた場所に返還するものとする。

(電動キックボード等が返還されない場合の処置)

第 25 条 当連盟は、借受人が借受期間内に電動キックボード等の返還をせず、かつ、当連盟の返還請求に応じないと判断した場合、刑事告訴を行うなど法的手続き等の処置を行うことができるものとする。なお、当連盟の返還請求に応じないと判断した場合には、当連盟が返還請求のため借受人に連絡しようとしたにも関わらず、借受人と連絡がつかない場合も含むものとする。

- 2 当連盟は、前項に該当することとなった場合、あらゆる方法により電動キックボード等の探索及び回収を行うものとする。
- 3 借受人は、第 23 条第 1 項及び第 2 項により当連盟が受けた損害について賠償する責任を負うものとする。

第 6 章 雑則

(個人情報の利用目的)

第 26 条 当連盟は次の目的のため、借受人の個人情報を取得することができるものとする。

- (1) 約款に則り電動キックボード等の貸渡に関連する業務を行うため。
- (2) 取得した個人情報の集計及び分析を行い、電動キックボード等の貸渡をより良いものとするため。

(契約の細則)

第 27 条 当連盟は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 28 条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんに関わらず、当連盟の所在地を管轄する簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

附則

(施行日)

この約款は令和 5 年 3 月 31 日より施行する。